

【令和7年度 政策・調整会議】

件 名：川崎市消費者行政推進計画（案）の策定について

日 時：令和7年11月10日（月）10：05～10：10

場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

消費者の権利の尊重と自立支援に向けた消費者行政施策の推進に向けて、市民の消費生活の安定と向上を図るとともに、消費生活を取り巻く環境変化や国の動向等を踏まえた課題に対応することを目的として、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」の実現をめざした次期計画（案）を策定し、より一層の消費者施策を推進するため。

●付議概要

川崎市消費者行政推進計画を案として取りまとめる。

<案>

1 川崎市消費者行政推進計画の基本的な考え方

- 条例に基づく基本理念及び7つの施策の柱のもと、引き続き消費生活相談や啓発等の消費者行政施策の取組を推進する。また、消費者を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえながら、取り組むべき課題に対応していく。

2 7つの施策の柱

- (1) 安全の確保
- (2) 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止
- (3) 生活必需物資の確保及び価格の安定
- (4) 苦情の処理及び被害の救済
- (5) 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進
- (6) 消費者支援協定
- (7) 施策推進のための行政体制の充実

3 取り組むべき課題

- 消費者被害の拡大防止・救済に向けた相談体制の推進
- デジタル化の進展に伴いすべての消費者が被害に遭うリスクを踏まえた、多様な特性に合わせた啓発
- 見守り等の配慮を要する消費者への対応
- 持続可能な社会形成に貢献する消費行動の実践

4 事業手法

- 関係部署と連携して推進体制を強化し、総合的かつ円滑に実施する。

●結論

案のとおり了承。